

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	菱電商事株式会社
【英訳名】	Ryoden Trading Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山下 聡
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目15番15号
【電話番号】	03(5396)6111
【事務連絡者氏名】	総務部副部長兼法務・株式課長 宇野 悟
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目15番15号
【電話番号】	03(5396)6111
【事務連絡者氏名】	総務部副部長兼法務・株式課長 宇野 悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 菱電商事株式会社関西支社 (大阪市淀川区宮原四丁目1番4号) 菱電商事株式会社名古屋支社 (名古屋市中区錦二丁目4番3号) 菱電商事株式会社静岡支社 (静岡市駿河区馬淵三丁目6番30号) 菱電商事株式会社北関東支社 (群馬県前橋市古市町484番2号)

(注) 上記の静岡支社及び北関東支社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

平成26年6月27日に開催された当社第74期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業の多様化に対応するため、目的事項の追加を行うものであります。

第2号議案 取締役16名選任の件

取締役として、山下 聡、春日井孝道、岡村恵章、千葉昭一、天田政章、新藤 昌、正垣信雄、井口 功、岸本忠也、千原 均、大屋俊治、山崎秀治、相田易宏、小川義明、佐野 昭及び北井祥嗣を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、深山 庸を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	33,199	15	19	(注)1	可決(98.60%)
第2号議案				(注)2	
山下 聰	32,185	1,032	19		可決(95.58%)
春日井 孝道	33,065	152	19		可決(98.20%)
岡村 惠章	33,065	152	19		可決(98.20%)
千葉 昭一	33,064	153	19		可決(98.19%)
天田 政章	33,075	142	19		可決(98.23%)
新藤 昌	33,076	141	19		可決(98.23%)
正垣 信雄	33,075	142	19		可決(98.23%)
井口 功	30,423	2,794	19		可決(90.35%)
岸本 忠也	33,076	141	19		可決(98.23%)
千原 均	33,076	141	19		可決(98.23%)
大屋 俊治	33,076	141	19		可決(98.23%)
山崎 秀治	33,064	153	19		可決(98.19%)
相田 易宏	33,062	155	19		可決(98.19%)
小川 義明	33,063	154	19		可決(98.19%)
佐野 昭	33,064	153	19		可決(98.19%)
北井 祥嗣	33,064	153	19		可決(98.19%)
第3号議案				(注)2	
深山 庸	24,445	8,771	19		可決(72.60%)

- (注)1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。
2. 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 本総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分)は33,672個であり、賛成の割合は出席した株主の議決権の数に対する割合であります。
4. 賛成の割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても、出席株主の議決権の数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第3号議案までの全ての議案は、本総会前日までの議決権行使書による事前行使と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。